

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第1回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	令和5年11月6日（月） 16時00分から 17時45分まで
開 催 場 所	枚方市役所 庁舎分館 4階会議室
出 席 者	委 員：阿久井委員、小野委員、亀元委員、佐古委員、 豊留委員、中嶋委員、三枝委員、山野委員、山本委員、 若本委員、綿谷委員、渡邊委員
欠 席 者	委 員：坪井委員
案 件 名	【審議案件】 議案第1号 会長及び副会長の選出について 議案第2号 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン（案）について 議案第3号 デジタルサイネージに関する枚方市屋外広告物ガイドラインの改定（案）について 【報告案件】 報告第1号 枚方市における景観に関する取り組みについて
提出された資料等の 名 称	議事次第 資料1-1 枚方市景観条例（抜粋） 資料1-2 枚方市附属機関条例（抜粋） 資料1-3 枚方市景観審議会委員名簿 資料2 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン（案）について 資料3 デジタルサイネージに関する枚方市屋外広告物ガイドラインの改定（案）について 資料4 枚方市における景観に関する取り組みについて
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	都市整備部 住宅まちづくり課

審 議 内 容

〈 開 会 〉

安達都市整備部次長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今より令和5年度第1回枚方市景観審議会を開会いたします。

私は、本審議会の事務局を担当させていただいております都市整備部の安達でございます。

本日は、委員の皆様方には何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、令和5年11月に委員改選があったことから、「会長及び副会長の選出」、の審議をはじめとした3件の審議、及び1件の報告を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長が選出されます議案第1号までは、私の方で議事の進行をさせていただきます。

また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、事務局から委員の皆様の出席状況の報告をおねがいします。

事 務 局 事務局よりご説明させていただきます。座って、ご報告させていただきます。

まず始めに、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本会の委員総数は13名でございますが、本日は、現地会場出席が10名、オンラインでの出席が2名の計12名の委員の皆様にご出席いただいております。したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

安達都市整備部次長 それでは、本審議会の公開と傍聴についてお諮りいたします。

本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、原則公開としております。

本日の議案を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんか。

全 委 員 (異 議 な し)

安達都市整備部次長 それでは、本日の審議会は公開とします。

本日、傍聴人はおられますか。

事務局	本日傍聴を希望される方はおられません。
安達都市整備部次長	はい。ありがとうございます。 それでは続きまして、今回、委員の改選がございましたので、委員の皆様のご紹介と本日の職員を紹介させていただきます。 恐れ入りますが、五十音順にお名前を読み上げさせていただきます。 阿久井委員でございます。
阿久井委員	大阪公立大学の阿久井と申します。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	小野委員でございます。
小野委員	小野です。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	亀元委員でございます。
亀元委員	大阪府建築環境課の亀元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	佐古委員でございます。
佐古委員	関西外国語大学の佐古でございます。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	豊留委員でございます。
豊留委員	豊留でございます。
安達都市整備部次長	中嶋委員でございます。
中嶋委員	中嶋です。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	三枝委員でございます。
三枝委員	市民委員の三枝です。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	山野委員でございます。
山野委員	大阪公立大学工業高等専門学校の山野です。

安達都市整備部次長	山本委員でございます。
山 本 委 員	弁護士をしております山本です。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	若本委員でございます。
若 本 委 員	若本です。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	綿谷委員でございます。
綿 谷 委 員	大阪屋外広告美術協同組合の綿谷です。
安達都市整備部次長	渡邊委員でございます。
渡 邊 委 員	大阪建築事務所協会第3支部の渡邊です。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	なお、坪井委員に置かれましては、ご都合により本日欠席のご連絡をいただいております。 次に本市職員を紹介させていただきます。 まず都市整備部長の中村でございます。
中村都市整備部長	どうぞよろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	住宅まちづくり課長の水阪でございます。
水阪住宅まちづくり課長	水阪でございます。よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	同課 課長代理の三友でございます。
三友住宅まちづくり課課長代理	よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	同課林でございます。
住宅まちづくり課 林	よろしくお願いいたします。
安達都市整備部次長	同課池田でございます。
住宅まちづくり課 池田	よろしくお願いいたします。

安達都市整備部次長	最後に私、都市整備部次長の安達でございます。 どうぞよろしく願いいたします。
安達都市整備部次長	それではまず本審議会の開催にあたり、市を代表しまして、都市整備部長の中村よりご挨拶を申し上げます。よろしく願いします。
中村都市整備部長	委員の皆様、改めまして都市整備部の中村と申します。 本審議会委員の皆様方には、日頃より本市の景観行政として協力いただき誠にありがとうございます。本日はご多忙の中、また、悪天候で足元の悪い中、審議会にご出席いただきまして、改めて御礼申し上げます。 委員の皆様方におかれましては、本年の本審議会の委員改選に当たりまして、快く応じていただきまして、厚くお礼申し上げます。 今後も引き続き良好な景観作りに取り組んでまいりたいと思っておりますので、本市の景観行政に力添えを賜りますようお願いいたします。 現在、枚方市内、そちらの方で見えますけども、枚方市駅周辺の再開発事業が進んでおり、複合用途の高層ビルや商業施設などの建設が進められております。景観の観点からも、景観アドバイザーとしてご助言をいただいているところでございますが、今後も景観に配慮し事業を進めるように、事業者と連携を図ってまいりたいと考えております。 さて、本日の審議会につきましては、審議会の会長、副会長の選任について、議案として、太陽光発電設備、デジタルサイネージのガイドライン案について、その他報告案件についてご意見を願います。 以上、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしく願いいたします。
安達都市整備部次長	ありがとうございました。 次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。
事務局	資料について説明
安達都市整備部次長	それでは、議案にうつらせていただきます。議案第1号の「審議会の会長及び副会長の選出について」です。事務局より説明をお願いします。
事務局	資料に基づいて事務局より説明
安達都市整備部次長	それでは、議案第1号、会長及び副会長の選出についてお諮りしたいと思います。会長に立候補または推薦される委員はおられますでしょうか。

全 委 員 (立候補または推薦なし)

安達都市整備部次長 はい。おられないようですが、私の方からご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

全 委 員 (異 議 な し)

安達都市整備部次長 ありがとうございます。
本審議会の副会長として務めていただいております、中嶋委員に会長をお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

全 委 員 (異 議 な し)

安達都市整備部次長 はい、ありがとうございます。
それではこの後の司会進行につきましては中嶋会長をお願いいたします。

すいません。それでは中嶋会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

中 嶋 会 長 どうも改めまして京都大学の中嶋と申します。
会長にご選出していただいたということで、微力ではありますが務めてまいりたいと思います。
私の専門は建築、あるいはそれが集まって出来上がる都市を研究しております。とりわけ景観史とか歴史を専門としております。
景観については、色々な市町で景観審議会にも参加しております。2004年に景観法が施行されてから各景観行政団体が景観計画をお作りになりました。枚方市さんでは皆さんの手元にありますように景観基本計画を2012年に作られていまして、もう10年ほど経っています。景観計画はどこの行政団体さんも割と早いサイクルで色々な見直しが行われ、アップデートしていくという特徴があります。
枚方市さんにおかれましても、駅前の再開発も含め、色々と景観として検討してなければいけない事項があって、今回はガイドラインの見直し、或いは新しいガイドラインの策定をされることと思います。
これからの枚方市の景観が、より良くなるよう皆さまと一緒に考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

中 嶋 会 長 そうしましたら、先ほど議案1でご説明がありましたが、副会長を選出しなければいけないとのことで、副会長の選出を行いたいと思っております。

中 嶋 会 長	こちらは会長が指名できるということで、私からは、大阪公立大学工業高等専門学校の子野先生にお願いしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。
全 委 員	(異 議 な し)
中 嶋 会 長	それでは副会長を子野委員にお願いしたいと思ひます。 子野委員からひと言挨拶をいただきたいと思ひます。
山 野 副 会 長	改めまして子野です。 私は、大阪公立大学工業高等専門学校で教員を務めておりまして、隣の寝屋川市では、景観審議会と同じように副会長を10年以上務めさせていただいておりました。 寝屋川と枚方といひますと、淀川という景観資源があつて、生駒の山並みがあつてといひるところで、割と似ているところあると思ひますけど、当然、寝屋川とはまた違ふ枚方らしい景観があると思ひますので、私自身もそれを勉強させていただきながら、その良好な景観を作るのを手助けさせていただきたいなといひるところです。 また私は、出身は土木の景観でして、景観自体はあまり昔から技術的に大きい変化といひことがない分野だと思ひますが、最近、情報技術、電子技術の発達や、今回の議題となるデジタルサイネージなどの新しいものも生まれてきておりましたので、柔軟に景観の方も対応できるようにしていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。
中 嶋 会 長	はい、ありがとうございました。 それでは議事を進めさせていただこうと思ひます。 議案第2号で「太陽光発電設備の景観形成ガイドライン(案)について」事務局から説明お願ひします。
事 務 局	資料に基づいて事務局より説明
中 嶋 会 長	ありがとうございました。 そうしましたら、ただいまの内容につきまして意見お願ひします。
山 本 委 員	景観関連の審議会が初めてで、色々教えていただきたいのですが、太陽光パネルは、景観計画での工作物に当たるとの理解でよろしいですか。
中 嶋 会 長	事務局からお願ひします。

事務局 はい、太陽光パネルにつきましては、景観法上と建築基準法上とありますが、建築基準法上は工作物として扱っておりません。正確には建築基準法の適用から外れております。それに伴いまして景観法でも、地上置き太陽光パネルにつきましては、景観法上届出の対象としておりません。

山本委員 そうしますと、景観のガイドラインをうまく運用しようとする、設置前にその情報を事業者が把握しなければならないと思いますが、具体的にどのような把握方法になるのでしょうか。

中嶋会長 事務局からお願いします。

事務局 はい、枚方市として景観法上の届出がないため、知るすべがないこととなります。仮に土地を造成する場合は、開発手続きに関することとなり、そこで知ることとなりますが、造成がない場合は、電気事業法に該当することとなるので、国の経済産業省の管轄となります。こちらは庁外への届出が必要となります。そういう意味で枚方市の庁内では事前にはわからないことが、大いにあります。

他の自治体であれば、設置前に適用できる方が望ましいと、何らかの工夫をされている所もあります。枚方市も、このガイドラインを作成するにあたり参考にさせていただいた自治体として、例えば、三重県、和歌山県、熊本県、こちらはガイドラインを設けられていまして、条例としては兵庫県や京都市が設けています。今回のガイドラインの発信方法については、今後これらの事例を参考としていきたいと考えています。

山本委員 続けてもう少しよろしいですか。

例えば、共通事項にある市内全域の太陽光パネルを対象とするもので、「パネルが屋根より突出するために存在感を与えます。」との例がありますが、私は、このガイドラインを作ることはすごく賛成で、あとはどうやって実効性を持たせるかを議論したいと思っています。その中でこういう突出したものを設置するのは、太陽光発電の効率を上げたいためで、基本的には設置する方は大体、景観を守るなら守ろうという立場にあると思います。

あと、景観重点区域であれば、街道と反対側といっても屋根につけようとする、南側に取り付けないと駄目だとか、あと植栽をできるだけ植えましようと言っても、植栽が太陽光パネルの影になるものを作ることになりますと、その当初計画していたような発電効率が得られないため、トラブルになる可能性があるのではないかと心配しています。

山 本 委 員	これは実際守らないとどうなるのか、守るためにどのような運用がされるのか、運用していくのか聞かせていただきたいと思います。
事 務 局	<p>まず、ガイドラインによってトラブルが発生するというのですが、太陽光発電を設置することも、景観のひとつの要素と考えています。</p> <p>このガイドラインでは、太陽光発電設備の普及を阻害することなく、なるべく事前に設置されることを前提に、望ましい在り方を示したいと考えています。</p> <p>運用の方法については、太陽光設置の事前相談の際に示す方法や、景観法に基づく手続きの際に周知を行う考えです。特に事業者が太陽光発電を設置する際に地域市民の方へ説明を行うことは、本ガイドラインに書いておりませんが、環境省のガイドラインには地元説明についての記載がありますので、そういったところは参考にして頂きたいと考えています。</p>
中 嶋 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見はないでしょうか。</p>
豊 留 委 員	<p>イメージで表現されているページ、例えば山間地の表現がどれもわかりにくい感じがしています。枚方らしさがわからない。私もこれを見せられて、本当はわかってはいますが、山並みについたときにどう見えるか。</p> <p>基準についてもわかりにくいと思います。例えば、ソーラーパネルの反射を抑えるとか、色彩も低彩度のものにするとか、このパンフレットには山の頂部の情報だけ記載されていますが、中間部についても見えるわけで、その記載も必要かと思われまます。山の斜面が伐採されて山肌が見えて、なおかつソーラーパネルがよく見えてくる。それと山の斜面につくるのであれば、この山への環境被害、あるいは水害、土砂災害が起きる可能性もあるし、景観をやるならばもう少し環境面も検討してほしいと思います。</p> <p>環境面でいえば特に水上設置はどこだろうと思いますけど、こちらは山田池公園かなと思います。山田池のような景観で人気の場所で、一般の利用も多い場所に、エネルギーの関係でソーラーパネルの普及を考えたらいいのかもしれませんが、つけてしまうのはよくないと思います。あるいはどこかのため池につけるとしても、水辺空間としての役割はあると思います。そこに例えばパネルを置いてしまうと、パネルが丸見えで、ぽんと置いてあるだけですよね。面積だけの制限だと足りないかなと思います。色々な部分から光で照りがあがって見えるので、そうなると、景観は全然よくないと思います。せつかくの公園にソーラーパネルって。だから極端なことをいうと、緑のアイランドとして、真ん中のパネルだけが緑で絶対見</p>

豊留委員 えないようにするというだけでもいいのではないかと思います。この絵にしても殺伐とした池の公園になるなどといった印象を受けます。

また、先ほど言われた景観重点地区にしても、そこは基本的に設置しないって書いているのに、設置する場合を丸で表現しています。これは先ほど言われたように、屋根に設置するものとは多分違いますよね。見えないというよりかはあげてはいけない。どうしても設置したいということであれば、議題として持ち上げて、関係者間で検討してもらう方がよいと思います。この絵のように、具体的な策を出してしまうと、これがあるから、この案ぐらいでいいので丸となる気がしました。

また、この基準は一般住宅も同じですか。これ見ていると対象区域、商業区域とか、一般区域とかの一般住宅でも同じことが言えるのであれば、一般住宅向けにも、もう少しわかるものが良いかなと思います。今後ハウスメーカーに、枚方市の場合はこのようにしておりますと説明できるようにすると、その基準に当然されると思います。一気に言いましたけど。半端な感じに見えました。

中嶋会長 はい、ありがとうございます。今の意見について事務局からどうぞ。

事務局 そうですね、特にガイドラインのわかりやすさを考慮して、良い例、悪い例としています。悪い例は特にですが、写真を控えさえていただいて、イラストとしました。もしわかりやすさの面で参考にすべき点ありましたら、アドバイスいただけたらと思います。

その中で水上設置型についてですが、どこにあるのかということですが、農業用のため池ということで、こちらに太陽光発電設備を設置するという動きも出ていますので、兵庫県などの基準を参考に基準を作っております。

あと、景観重点地区につきましては、わかりやすさの面は改善していきますが、なるべく設置しないようにするのは、地上置きのものでして、先ほどの枚方宿地区等における絵も、地上置きの太陽光パネルの設置を控えているということで丸としております。

ただ建物に付随した太陽光パネルは、街道から見えないという形で丸としております。

あと、一般住宅につきましては、建築物に設置する太陽光発電についても、ガイドラインの共通事項のところでは基準を設けております。大規模建築物に付随するものでしたら、景観法の届出という形で確認することができます。ただ、一般的な住宅でしたら、規模が戸建て程度なので、やはりガイドラインの基準を順守するといった形となります。このように景観協議の中で、建物の外観について意見をつけていくことはあります。

中 嶋 会 長 ありがとうございます。そうしましたら他に意見ありますでしょうか。

山 野 副 会 長 今の内容に関連しますが、ガイドラインとしてお客さんに使っていただくということは良いことで、その上で少し改善した方がいいかなと思います。例えば9ページの先ほど豊留委員からあった山並みの部分ですけど、画面のように断面で書かれると、なかなか一般の人からイメージしづらいと思います。私も昔、景観の業務で、山並みのスカイラインに配慮して設置したいというのを、実際に人間の目から見た図で説明してもらい、それがわかりやすかったので、できればそういった目線で説明すると良いと思います。

あと、事例とまでいかななくても、正面から山を見たときに、あの山頂が横切ってスカイラインを阻害するように設置をすると、こういう悪い例になり、そうこうすると、少し軽減されるというのは、もう少しわかりやすくするか、もしくはそういった実際の事例がでるのであれば、図として反映できるといいかなと思いました。

他の図に関しても、割と模式的に斜め上から見下ろしたりしていますので、実際の人の目から見てどのように変わるか、難しい課題だと思えますが、図として表現できるとよりいいかなと思います。

あとは本当に細かい話ですけども、文章が気になるところで、例えば5ページの一番右下の図では、統一感を持たせることで存在感が緩和されますと、ありますが、違う箇所では軽減と使われています。用語の統一感、存在感を緩和というのは聞かないと思います。用語の選び方とあとは、能動態のところを受動態として、何々しますと言うか、主語を変えずに何々されますという言い方を直すとよいと思います。

中 嶋 会 長 はい。今の意見について何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。イラストの見せ方は、できる限りのものは描きたいと思います。写真は良い例があれば提供をお願いすることも考えます。文書の問題や文言については見直してまいります。

若 本 委 員 わかりやすさという話ですけど早々に諦めた方がいいと思います。

わかりにくいのはなぜかという、景観のガイドラインは基本的にはこのようなものがこの辺に立ち並んでいくと、10年後にはすごく良い街になるから、みんなでやろうよといったパターンです。これは違和感があるものが街中にボンと出てくるとどうするかって話ですよ。

これは基本個別の話じゃないかなと思うので、先ほど事例写真を撮って

若 本 委 員 どの意見がありましたけど、丸の事例でもバツの事例でもどちらでもいいですが、要はどこかわからないけど撮ればいいんですよね。それから、枚方市さんの本音がどこにあるのかっていうのははっきりした方がいいですね。

この全体計画、普通に景観から考えると、下に書いてある基準から順番に並べた方がいいですね。まずは見せない。少し見えるならましな置き方をしなさい、どうしても駄目なら、頑張って調和するものにしなさいっていう順番じゃないかなと思います。しかし、枚方市としてはとにかくエコのために置きたい、太陽光パネルをいっぱい敷いて世の中に貢献したいというのが、上位の目標であれば、この順番でもいいですし、そうすると書き方が変わって、どんどん置きましょう、そのためにはこういういい景観の作り方がありますという言い方となりますが、どちらですか。

事 務 局 目標を言いますと、景観とゼロカーボンということで、環境配慮との両立を目指しています。

ですから、太陽光発電設備が将来、枚方市に設置される可能性があることを前提にしています。そのため、設置しないということは限定的にしております。

若 本 委 員 それであればどこに置くかを推奨することになるかなと思います。

少なくとも一番みんなに嫌われるのは、森林とかを切って突然山肌に並ぶようなものですね。

事 務 局 本音としましては、先ほど言いましたように、太陽光を置くことをまず否定する気はないです。

枚方市でのゼロカーボンの取り組みは否定できませんので、このガイドラインについてもうちの環境部局とも協議しながら作成しております。

このガイドラインで例えば、先ほどため池のお話がありましたが、ため池などで太陽光パネルを設置したいという事業者さんがいれば、環境の部署にはもしかすると協議をされる場合もあります。関係部署の方に情報が行く場合もありますので、このガイドラインを提供して環境面と景観面である程度の部署が対応できるようにしたいと考えております。

資料の作り付けのレベルですが、再度こちらを改めまして、まず守らなければいけないこと、置くことを否定はしないので、その中でこれは許せないことを考えた上で、先ほどご指摘いただいた写真や絵についても、もう一度、全体の構成を含めて考えていきたいと思います。色々ご意見ありがとうございます。

中 嶋 会 長	他にいかがでしょうか。
綿 谷 委 員	<p>既にお話にあった内容かと思いますが、山並みの景観からという話ですが、私は広告物を扱う人間なので、あの道路側から、この道路からこの辺のデータは見やすいということを明確にして、表示しています。その中で、逆に視点はどこに持たれているのか。山並みでまっすぐな斜面とはなっていないので、視点によって見え方が変わってしまうと思う。その視点を明確にしていただけの方が、よりわかりやすいかなと思います。もし決めているのであれば、その辺も書いたほうがよいと思います。</p>
事 務 局	<p>視点についてですが、東部山並みということで遠景で捉えています。ガイドラインの表現が分かりにくいところがありましたのでご意見のとおり訂正します。</p>
豊 留 委 員	<p>先ほど山本委員さんが言われたように、本当に効果のあるガイドラインとするのであれば、2ページの景観法に基づく届出と本ガイドラインの関係について記載のある、事前相談をぜひやってもらいたい。</p> <p>事前協議の項目に、必要に応じて景観アドバイザーの助言を得ることができるかとせず、助言を受けなければならない形にしないと。これは別にしなくてもよいということですよ。こういった形にちょっと強権かもしれませんが、すべきこととして組み立てれば良いと思います。そうすることで、情報が明確になると思います。</p> <p>建築申請をするにしても、何をするにしても手続きをする場合、事前相談を必ず受けてください。でも必ずという言葉は付けといて、そうでない時や、その景観に関係がないものは、無理してやる必要がない。多分ここが結構大事だと思います。一点鎖線で囲われた場所2ヶ所ありますけど、一度になおすのは難しいと思いますが検討してみてください。</p> <p>私が定年退職して6年になりますが、その前に少し景観に関わっていて、仕事に関係があった内容ですが、行政から3次元デジタルデータを提供していただき、それを活用して景観に活かすのはどうでしょうか。</p> <p>行政サイドがエリアの3次元データを提供することで、景観検討に前向きな設計事務所だと、データを可視化して、この辺はこんな感じにすると他に隠れるなど地域の検証ができて、そういう相談ができる。そういう情報を行政サイドが持って、公開し、3次元のデータをお貸しすることで、いろんな角度から、先ほどあった、視点場の検討ができるわけです。</p> <p>実際本当に見えるか見えないかってなかなか難しいですが、市の持つデジタルツール使って検討し、マッピングをどんどんすることで、市の方の情報がたまっていき、他のところにも使えるようになる。その辺は活用し</p>

亀元委員	準との理解でよろしかったですか。
事務局	ガイドラインですので絶対に駄目とはまだ考えておりません。
亀元委員	あくまでガイドラインで推奨としているだけで、規則上の基準ではないということですね。
事務局	<p>そうですね。屋外広告物自体は、許可の手続きがきっちり出てきます。</p> <p>その中で、デジタルサイネージが出てきたときに、これらのガイドラインもゆくゆくは規制基準にランクアップするかもしれません。</p> <p>実際にデジタルサイネージについても、色々なタイプのものでできておりまして、もしかすると我々が想定している以外のものも考えられる部分も多々あるかと心配しているところもあります。</p> <p>その中、現段階で考えるものとして、まずガイドラインとしてスタートし、その屋外広告物の許可申請のときに、ガイドラインを作成させていただいておりますので、まずこれを見ていただき、できるだけこれに沿うように誘導していきたい。まず、第一歩を踏み出したいというのが、本音でございます。</p>
亀元委員	さきほどの太陽光パネルについては、手続きがない中で周知を図ることが基本となり、なかなか指導にも課題があるとのことでしたが、こちらは、基本的に手続きの中で指導していくこととなり、担保が図れるという理解ですね。
事務局	<p>そうですね。</p> <p>あとは実際に出てきたときには、ケースバイケースになるかとは思いますが、届出をされる事業者などと、お話もできますので、その中で色々考えていきたいなと思っております。ありがとうございます。</p>
中嶋会長	他にいかがでしょう。
豊留委員	13ページについてご説明がありませんでしたが、道先案内図で目立つものは避けなさいとありますが、これは制限緩和区域や一般区域で紹介している同じものとしているという理解でよろしいでしょうか。
中嶋会長	いかがでしょうか。事務局からお願いします。

事務局 今回、デジタルサイネージのガイドラインを資料としていれている部分ですが、既存のガイドライン本編との繋がりで、この道先案内図というものがあります。ここは改定しておらず、過去に策定済みのガイドラインを掲示する形となっており、余分な情報が入っております。関係ないことの説明がなく、すみませんでした。

豊留委員 わかりました。
同じように、デジタルサイネージについて13ページ、デジタルサイネージについては次のポイントも配慮しましょうとあるのですが、夜間景観に配慮しましょうとあり、その輝度については800cd/m²以内にしましょうとあります。デジタルサイネージだけではなく、景観というのは昼間も夜間も当然計画するもので、枚方でしたら地域の文化度を演出してくれる要素だと思います。そういう意味で、このガイドラインが、枚方の環境や街並み環境にほとんどふれられておられないと思っています。もう少し、夜間環境の大切さの意味合いで、直す必要があるのではないのでしょうか。デジタルサイネージも情報ツールとして利用されるものとして普及していくことを考えると、光情報環境として、もう少しガイドラインにもりこんでいく、このデジタルサイネージをきっかけにされたらどうかと感じます。

中嶋会長 事務局からお願いします。

事務局 今回の改定は、デジタルサイネージを中心としております。景観に関する届出でもこのガイドラインを参照としております。夜間景観に関することは限定的になっておりますが、まずはこのデジタルサイネージも、夜間景観に与える影響が大きいと思われまので、届出等が行われる際にも事業者へ説明していきたいと考えております。

中嶋会長 他の市町だと夜間景観は、近年、検討されている事項です。大きな所では大阪市はガイドラインを作られています。京都はまだ社会実験段階で、ガイドライン化は今後さらに進められていきます。

まず枚方市さんとして問題が起こりそうなのが、デジタルサイネージで、その後に、夜間景観というものも将来的には考える必要があるかなと考えております。

他にいかがでしょうかよろしいですか。

山本委員 パワーポイントの資料、31ページ目で、表示画面・表示映像の基準についてなんですけれども、色彩については例えば派手なとか、速度はゆっくりとしたとかって言って基準としてはかなり曖昧な印象を受けますが、先

山本委員	ほどの亀元委員の質問に重なるかもしれませんが、規制基準ではなくて推奨基準なので、つまり厳密な基準を設けない形としているという理解でよろしいでしょうか。
事務局	そうですね。実際にこれを作成し出したときも、できるだけ細かな数字を書きたいなとスタートしました。ですが、なかなか定量的な表現が難しいということもありました。その中で、数字を書いても結局それが、今後はちょっと傾向が変わるときに不整合となることもありますので、ガイドラインという位置づけを考えたときに、作った我々も抽象的っていうのは正直思う部分は多々ありますけれども、今回のガイドラインの位置づけを意識してこの程度の定性的な表現にならざるを得なかったところです。
中嶋会長	はい、どうぞ。
若本委員	表現が気になったのですが、ここに書かれているのは、推奨で、かつ基準ですよ。 推奨基準であれば控えるといった言い方はしなくていいと思います。そうしないと、表現が弱すぎて守らなくていいのかなって思います。
事務局	推奨基準と呼ぶか考えて、語尾や具体的な作り付けも、引いた目で検討してみます。
若本委員	あと、絵についても、設置を控えると書いた以上は、その場所のデジタルサイネージの表現は破線にしておくとういことかと思えます。無くなった姿はこうだという行政の計画、自分たちの思いをしっかりと伝えて欲しいと思えます。
中嶋会長	他にいかがでしょうか。
山野副会長	私もデジタルサイネージは本当に可能性があると思っています。そのなかで、行政から情報を発信していると、事業者もこの場所のできるのではないかというような気がしてくる。市役所から何か発信するときはその基準を守ってもらうよう気をつけてもらわなければいけない。 9ページでおっしゃっていただいているように、このような形で活用いただきますけど、例えばこちらも、店舗に付随というわけではないので、営業時間については、大丈夫ですという意味ですよ。
事務局	そうですね、店舗ではないと判断しています。

山 野 副 会 長 はい。細かいところになります。世間一般の方からすると、なぜ役所は良いのかという意見がでるのかと思いますので、役所として説明できるようにしたほうがよいですね。

中 嶋 会 長 他にいかがでしょうか。

豊 留 委 員 店舗付き住宅というのは、例えば第一種でも第二種でも住宅の分類ですか。そうすると、例えばお店だったら、デジタルサイネージやパネルをそこに置きたいというのが起きるのではないかと思ったわけです。この表を見たとき、第一種、第二種とか、私は建築家ではないのでわかりませんが、この重点制限区域に店舗付き住宅なんかは第一種低層住宅地域の中に入るのでしょうか。

事 務 局 ガイドラインでは第一種低層住居専用地域などはデジタルサイネージを控えるとしています。

豊 留 委 員 この言葉は、この中に含まれていれば書く必要はないのでしょうか。

事 務 局 そうですね、用途地域で控えているところは、ガイドラインとしてこれ以上触れていません。

中 嶋 会 長 他にいかがでしょう。

デジタルサイネージは基準をどこも作るのが難しく、例えば点滅の速さについての研究もないですし、国交省さんがそういった基準を作ったということも特にはないところで、なかなか難しいことではありますけれども、ひとまずガイドラインの形で、先ほどの太陽光と同じく、進めていただければと思います。

こちらについても、いいでしょうか。

全 委 員 (異 議 な し)

中 嶋 会 長 はいそうしましたら最後にですが、報告事項についてですね。「枚方市における景観に関する取り組みについて」事務局からお願いします。

事 務 局 資料に基づいて事務局より説明。

中 嶋 会 長 この報告についてご意見はございますでしょうか。

豊留委員 資料4のパトロールは、枚方市駅周辺がほとんどでしょうか。他のところはどうか。

中嶋会長 事務局よりお願いします。

事務局 枚方市駅周辺で実施しておりますが、過去には宮之阪の商店会や、樟葉駅の周辺で実施しております。ここしばらくは枚方市駅周辺でパトロールしている状況です。

豊留委員 枚方市駅だけではなく、枚方らしい景観というものを将来作っていかないといけない。全部同じような景観だと、ガイドラインの基準値通りに行い、チェックして、それで終わりでいいと思います。

やはり、地域住民の意見として思うのは、地域を良くしたい、良い景観にしたい、駅から住宅までのメイン道路や通勤通学、あるいは散策ができるような街並みになって欲しいなと思います。その中でこの広告物、ちょっと不安だなといったものが出ますし、それぞれ枚方市には見合わないものもあると思います。市内には、市民の選んだ愛称道路が23ヶ所ぐらいありますが、少なくともそういうところを見て、例えば地域の団体、景観に関する団体であったりとか、自治会であったり、ここにいらっしゃる美術共同組合の方々も協力していただいて、区分でいえば一般区域、そういうところの街路空間についても景観を良くして、地域の人たちが自分たちの街が良くなっていくのに参画してもらいながら、チェックを入れていく。あるいは、夜間の屋外広告物のパトロールを行うとか、取り組んでいただけるといいのではないかなと市の景観に関する取り組みの報告を見て思いましたので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

中嶋会長 他にいかがでしょうか。

綿谷委員 先ほどお話いただいた、毎年パトロールさせてもらうのは、業界としては、主に落下防止安全への為でして、北海道では看板の落下で大きな問題になっているからです。台風とかの特にこの時期ですけれども、飛ばされて、それによって怪我をしないように、安全の確認をするところが、その専門知識を持った人間が一緒にパトロールすることによって、景観にも繋がるだろうということで一緒にさせていただいています。やはり広告物に対する罰則規定だけではどこもなかなか厳しいので、まずは申請をしていただいて、申請件数を増やしていくことで、管理確認をして、指導をしていくというものを、枚方市さんと組合と一緒にやっている。そういう状況です。

中 嶋 会 長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
若 本 委 員	一点だけ聞いていいですか。この枚方宿の修景助成は何年から始めているのですか。平成14年以降のことは、過去の整備件数で確認できますが。
事 務 局	平成14年より、街なみ環境整備事業のなかで修景助成として実施しております。
若 本 委 員	なるほどちょうど20年ぐらい経っているのです、最初に実施したものが、もう一度修景しなければならぬ時期にきているので、この事業がいつまで続くのかが少し気になったところです。
事 務 局	はい。今後検討していきます。
中 嶋 会 長	他にないでしょうか。 本日、太陽光発電が議案第2号で、デジタルサイネージが議案第3号で、様々なご意見頂戴いたしましたので、いただいたご意見を踏まえて、修正をさせていただくことになるかと思いますが、山野副会長と私で修正の確認をご一任させていただくということで、いかがでしょうか。
全 委 員	(異 議 な し)
中 嶋 会 長	はい、ありがとうございます。 そうしましたら、本日ご用意いただいた議案はすべて終わったということになります。 最後になりますが、本日の会議の署名についてお願いさせていただきます。本日審議会においては、委員氏名の五十音順で議事録署名人をお願いしたいと思います。今回は阿久井委員と小野委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
阿 久 井 委 員	はい。
小 野 委 員	はい。
中 嶋 会 長	ありがとうございます。 それでは、お二人に議事録署名人をお願いいたします。 これをもちまして令和5年度第1回枚方市景観審議会を閉会とさせていただきます。

それではこの後の進行は、事務局にお返しします。お願いいたします。

事務局 はい、事務局より3点事務連絡でございます。手短かに説明します。

まず1点目、今回出席いただいた委員に関しましては、委員報酬の支払いがございます。それにあたり、マイナンバーの確認が必要となります。事前にお送りした用紙に個人番号記入用紙をお帰りの際に事務局で回収させていただこうと思います。また、Webの方でご参加いただいている阿久井委員、佐古委員につきましては、別途事務局から後日ご連絡差し上げますのでよろしくお願いいたします。

2点目に、事務局で議事録の案を作成いたします。出来次第、各委員にメールでご確認をお願いいたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

最後に3点目、先ほどと重複しますが、議事録署名として阿久井委員、小野委員をお願いしておりますが、議事録を皆様にご確認いただいた後に、郵送で議事録を送らせていただきますので、押印をお願いいたします。返信用封筒は同封しますので、お手数ですが、返送をお願いいたします。事務局からは以上となります。

それでは最後になりますが、枚方市を代表しまして、安達都市整備部次長よりご挨拶をさせていただきたいと思っております。

安達都市整備部次長 本日は、会長の中嶋様、副会長の山野様をはじめといたしまして、委員の皆様、大変貴重なお時間、そして大変多くの意見をいただきまして誠にありがとうございます。

本日ご審議いただきました太陽光発電設備とデジタルサイネージに関するガイドラインにつきましては、いただきましたご意見をもとにそれぞれのガイドラインの策定および改定に向けて、必要な手続きを進めてまいりたいと思っております。

甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局 本日はありがとうございました。